

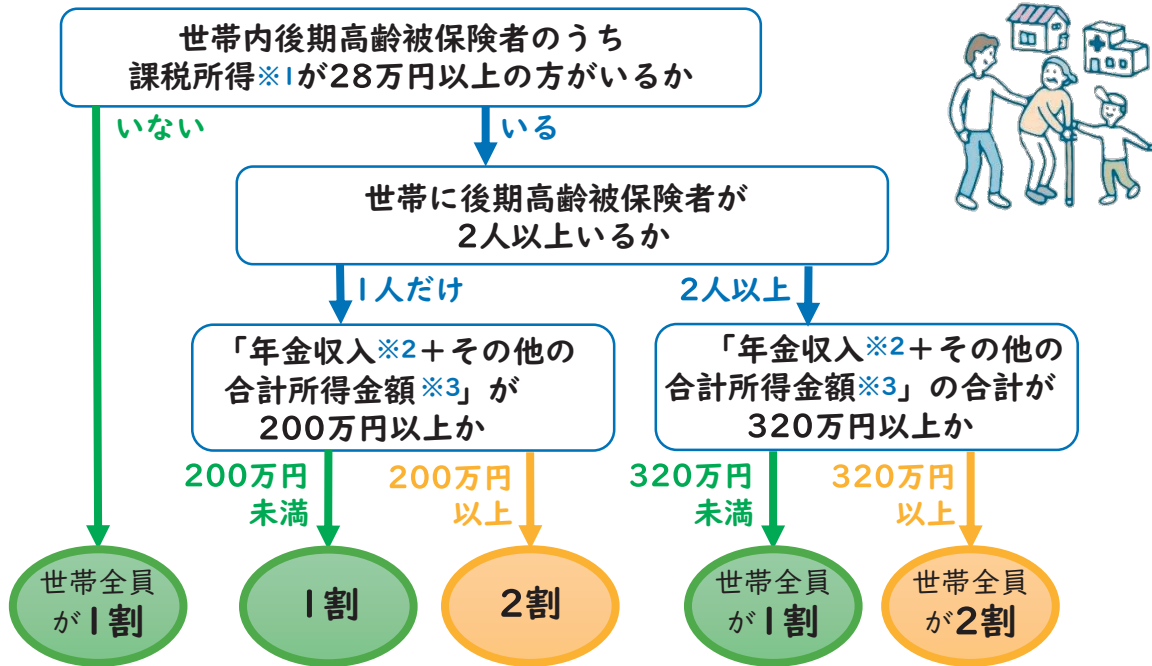


一定以上の所得のある方の窓口負担割合2割に

後期高齢者医療制度

- 令和4年10月1日から、一定以上の所得がある方は、現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。
- 世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の方などの課税所得や年金収入をもとに、世帯単位で判定します。
- 令和3年中の所得をもとに、令和4年7月頃から判定が可能です。
電話での照会は行っていません。

※窓口負担割合2割の対象となるかどうかは主に以下のフローチャートをご参考ください。



- ※1 「課税所得」とは住民税納税通知書の「課税標準」の額（前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）等を差し引いた後の金額）です。
- ※2 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
- ※3 「その他の合計所得金額」とは事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

今回の制度改正の趣旨などについては下記専用フリーダイヤルへお問い合わせください。
☎0120-002-719 受付時間：月～土 9時～18時（日・祝）は休業

●問合せ 市民生活課国保・年金係 ☎75-4973



新型コロナウイルス感染症に伴う 傷病手当の支給期間が6月30日まで延長

給与の支払いを受けている国民健康保険の被保険者（個人事業主は対象外）が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱等の症状があり感染が疑われた場合、療養のために仕事を休み給与が支給されなくなった期間に対して傷病手当金が支給されます。

申請には医療機関や事業主からの証明が必要となります。対象者や支給額の詳細については、市のホームページに掲載していますのでご確認ください。申請される際は、事前にお電話でお問い合わせください。

●問合せ 市民生活課国保・年金係 ☎75-4973